

○ 教育長、教育委員会の位置付け

	【現行制度】	【改革の方向性】	【文化財保護行政上の論点】(※)
教育委員会	執行機関	<p>政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 首長の附属機関として、答申・建議・勧告などを行うこととするか ② 性格を改めた執行機関として、基本方針の審議・決定やチェックを行うこととするか ③ 教育長の附属機関として、答申・建議・勧告などを行うこととするか(※教育長が執行機関の場合) 	<p>【文化財保護行政上の論点】(※)</p> <p><①の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 政治的中立性や開発行為との均衡をどのように確保するのか □ 文化財保護に関する事務について、教育委員会が「答申・建議・勧告」する事項の範囲をどのように考えるか □ 地方文化財保護審議会の位置付けをどのように考えるか(現在は教育委員会の附属機関) <p><②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 文化財保護に関する事務について、教育委員会と教育長の役割分担をどのように考えるか <p><③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 政治的中立性をどのように確保するのか □ 文化財保護に関する事務について、教育委員会が「答申・建議・勧告」する事項の範囲をどのように考えるか □ 地方文化財保護審議会の位置付けをどのように考えるか(現在は教育委員会の附属機関)
教育長	教育委員会の補助機関	<p>教育長を地方教育行政の責任者とするため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 首長の補助機関として、一定の独立性を確保するか ② 教育委員会の補助機関として、日常の事務執行の責任者とするか(※教育委員会が執行機関の場合) ③ 執行機関とするか 	<p>【文化財保護行政上の論点】(※)</p> <p><①の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 政治的中立性や開発行為との均衡をどのように確保するのか <p><②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 文化財保護に関する事務について、教育委員会と教育長の役割分担をどのように考えるか <p><③の場合></p> <p>「教育委員会」の<③の場合>と同じ</p>

この他、以下のような論点にも留意する必要。

- ・文化財の保存・活用等に当たって求められる**専門的・技術的判断の程度**
- ・**学校教育や社会教育との連携**の必要性

(※)網羅的に列挙したものではなく、文化財保護の観点から特に論点となりそうな事項を記載したもの。